

防大教第 396 号
27.3.19

各 部 長
総合情報図書館長 殿
各 学 群 長

防衛大学校長

防衛大学校研究者及び研究支援者行動規範について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので周知されたい。

添付書類：別紙

防衛大学校研究者及び研究支援者行動規範

防衛大学校では、あまねく世界の平和的な発展に寄与するため、様々な学問分野において独創的・先駆的な学術研究を推進している。そのために、自由な研究活動の展開できる環境を整備・確保し、また内外の研究者との間の国際的・学際的な交流を促進している。研究の成果は広く公表され、社会の知的共有財産として還元されている。地域社会における学術拠点としての役割も認識し、啓蒙活動や共同研究などを通じて地域社会とのつながりも重視してきた。さらに、将来に向けたより良い学術研究のあり方を模索し、その実現に努力を重ねている。

このような活動を今後さらに発展させていくためには、学問の自由のもとに、自らの専門的な判断により真理を探究する権利が保障されることが必要であることはいままでもない。しかし他方で、研究者はそのような権利の享受が、社会により与えられた信頼と負託に基づいていることを十分に自覚し、その信頼を破壊するような不正行為は断じて避けねばならない。とくに研究活動とその成果がきわめて広範で深い影響を社会に与えうる現代においては、研究者は社会に対する説明責任を果たし、研究活動を法的、倫理的観点において自ら厳しく律することが求められている。また、政策や世論の形成過程で科学研究が果たすべき役割に対する社会的要請も存在する。

研究者の研究活動を支援する職員等（以下、研究支援者という。）は、研究者の研究推進に寄与するだけでなく、当該活動が法的、倫理的観点から社会的説明を求められることを踏まえ、関係法令を遵守し、防衛大学校の職員等として自己啓発を推進し、品位を向上し社会的信頼に応えることが求められている。

防衛大学校は、この認識に基づき、以下に示す「防衛大学校研究者及び研究支援者綱領」の基本精神にのっとり、本校において研究活動に従事するものすべて（以下「研究者」という。）及び研究支援者に対して「研究遂行上求められる行動規範」（別添）を制定し、各人の自発的な遵守を求めるものとする。

防衛大学校研究者及び研究支援者綱領

1. 先進

研究者は、自由な発想に基づいて、常に最先端の学術研究活動を連綿と実施し、人類文化の発展に貢献する。

2. 公明

研究者は、その行動すべてにおいて、一点の曇りもないよう公正かつ公平に研究活動を実施する。

3. 自律

研究者及び研究支援者は、常に自主自律の精神をもって、法令並びに関係規則を遵守し、社会の負託にこたえるべく、その職務遂行に専心努力する。

研究者及び研究支援者行動規範の実現を目指して

防衛大学校は、本校に所属する研究者及び研究支援者に対し「防衛大学校研究者及び研究支援者綱領」及び「研究遂行上求められる行動規範」の遵守を実現するため、以下のような取り組みを行うものとする。

1. 研究倫理についての教育、啓発活動の実施

本校は、研究活動における不正行為の防止のために、その研究者及び研究支援者に対して研究のすべてのプロセスにおいて「研究者及び研究支援者行動規範」を守るよう周知徹底を図るとともに、過去の不正行為の具体的事例を取り上げた啓発教育を定期的に行う。また研究データの記録保存やその厳正な取り扱い、文献引用や論文投稿のやり方等を含む研究作法を、研究分野の特性を踏まえつつ、各部局において明確化し、その教育を継続的に行う。利益相反についても、過去の事例を参照して、判断基準を明確化する。

2. 研究上の不正行為等への対応

研究データの捏造や改ざん、また盗用などの不正行為と疑われる事態が発生した場合には、研究者若しくは研究支援者または外部からの申し立てに基づいて、研究者を主体とする委員会が調査、審理を行う。不正が認められた場合には内部規定に基づき厳正な処分を行うとともに、その結果を公表する。

研究遂行上求められる行動規範

(本行動規範は、日本学術会議の策定した「科学者の行動規範」に準拠する。)

I. 研究者の社会的責任

(研究者の基本的責任)

1. 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を保つとともに、その専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、地球環境の持続性の確保に貢献する責任をもつ。

(研究者の姿勢)

2. 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、研究によって得られた知の正当性をできる限り明確に、かつ学問的に示すことを心がける。

(社会の中の研究者)

3. 研究者は、科学研究の自律性が社会からの信頼と負託に基づくことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

(研究資金の使用)

4. 研究者及び研究支援者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

(説明と公開)

5. 研究者は、自らが携わる研究の成果を積極的に公開し、その意義と役割を社会に対してわかりやすく説明する。研究者は自身の研究が人間、社会、自然環境に及ぼしうる影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立的かつ客観的な立場から公表し、社会と建設的な対話を行うよう心がける。

(研究成果の利用の両義性)

6. 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

II. 研究遂行にあたっての留意点

(研究活動)

7. 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、虚偽、誇張を避け誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、また加担しない。

(研究への協力者等に対する配慮)

8. 研究者は、研究への協力者の人格及び人権を尊重し、その福利に配慮する。動物などに対しては、できる限りの配慮をもって真摯な態度でこれを扱う。

(研究者相互の関係)

9. 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他の研究者ないしは共同研究者の業績を正に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

10. 研究者及び研究支援者は、責任ある研究の遂行と不正行為の防止を可能にするために、十分な設備の整った環境を確立し、維持することも自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自身が所属する組織の研究環境の質の向上、並びに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

III. 社会の中の科学

(社会との対話)

11. 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

12. 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する科学的助言)

13. 研究者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

IV. 法令の遵守など

(法令の遵守)

14. 研究者及び研究支援者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

15. 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、学問的真価の公平な評価に基づいて対応し、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

16. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。